

団信加入希望	
--------	--

## 教育資金貸付申込書

会員氏名 職員コード		所属名 所属コード		貸付 区分	
借受申込額	円	借受申込額の内訳	希望する償還回数		
	毎月償還	円	回		
ボーナス償還の借受額…借受申込額の2分の1以内 ※ 償還回数…「毎月償還÷6」の範囲内		ボーナス償還	円	回	
申込事由 (具体的に)			対象者氏名 (続柄)		
			学校名		
給料の月額	給料表 _____ 級 _____ 号給 (号俸) _____ 円 給料月額 × 3/10 = _____ 円 給料月額 × 6/10 = _____ 円 ※今回の貸付分を含めた毎月・ボーナス償還額がこの額(↑)を超えると、貸付できません。				
現在の 借受状況	借受先	件数	借受額	毎月償還額	ボーナス償還額
	互助会		万円	円	円
	共済組合		万円	円	円
	厚生財団		万円	円	円
	その他		万円	円	円
計		万円	円	円	円
一般財団法人新潟県教職員互助会貸付規程に基づいて、上記金額を借受けたいので申込みます。 一般財団法人新潟県教職員互助会理事長 様 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">                     借受人 (自筆) 氏名 <span style="float: right;">⑨</span> </div>					
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 年 月 日 _____ 〒 _____ 市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 所属所在地 所属名 _____ 所属長職氏名 _____ 印					

- 注 1 貸付による毎月の償還額の合計が給料月額の10分の3を超えるとき若しくは、ボーナス償還額の合計が給料月額の10分の6を超えるとき又は休職、休業等による無給の場合は、新たな貸付はできません。
- 2 借用証書は貸付決定時に送付しますので、貸付日の5日前までに提出してください。
- 3 借換え等が完了したときは、直ちに完了報告書(貸付第2-3号)を提出してください。

事務局受付印

※ 互助会 記入欄			
決定金額 (円)			
毎月償還額			
ボーナス償還額			
貸付番号			

## 教育資金について

貸付事由	<p>①会員の子が、学校教育法に定める大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、高等学校、専修学校、若しくは外国の教育機関（※）に入学又は修学中のための資金を必要とするとき。 （※入学（修学又は受講）する課程の修業年限が3年以上であり、かつ正規の教育課程の修業年限が1年以上である教育機関。）</p> <p>②会員自身の修学若しくは資格取得のための資金を必要とするとき。</p> <p>③会員自身の奨学金等の借換えのための資金を必要とするとき。</p>
貸付額	10万円単位とし、300万円以内で必要額の範囲内
利 率	年利1.17%
返済回数	<p>毎月償還100回以内 ボーナス償還…毎月償還回数の6分の1以内</p> <p>※ 貸付額が100万円以上のときにボーナス併用償還が可能です。 ボーナス償還は、貸付額の2分の1以内で、10万円単位の希望額となります。</p>
償還開始	貸付を受けた翌月から償還します。
申込・貸付の時期	<p>1日～15日受付…翌月10日送金</p> <p>16日～月末受付…翌月25日送金</p>
提出書類	教育資金の貸付申込は、会員が互助会（互助厚生係）に対し「教育資金貸付申込書（貸付第9号様式）」を提出して行います。
添付書類	<p>○ 貸付事業における個人情報に関する同意書（貸付第90号様式）</p> <p>○ 進学の場合は、合格通知書又は入学許可書の写し</p> <p>○ 入学後は、在学証明書原本</p> <p>○ 会員の修学又は資格取得の場合で上記の提出が困難な場合は入学金、授業料等の必要経費が証明できるものの写し</p> <p>○ 貸付額が100万円を超える場合は、「教育資金貸付申込額算定書（貸付第9-2号様式）」及び貸付を受けてから2年以内の必要経費の証拠書類（入学金、授業料が分かる書類の写し、アパートの契約書の写し 等）</p> <p>○ 外国の教育機関の場合は、「外国教育機関証明書（貸付第9-3号様式）」又はこれに準ずる書類（必要に応じて日本語の翻訳文を添付）</p> <p>○ 借換えの場合は、「教育資金貸付申込額算定書（貸付第9-2号様式）」及び以下を加える。</p> <p>(1) 現在貸付けを受けている金融機関等との金銭消費貸借契約書又は借用証書の写し（借入日、借入期間及び借入金額が記載してあるもの）</p> <p>(2) 返済予定表又は残高証明書</p> <p>(3) 口座振替の場合は、返済用口座の通帳の写し（返済用口座の名義人、口座番号及び申込月の直近6か月までの返済状況が分かるページ）</p> <p>(4) 給与天引きの場合は、給与明細及び賞与明細（直近1回）</p> <p>(5) 現在貸付けを受けている金融機関等からの完済した旨を証する押印のある金銭消費貸借契約書の写し等の貸付金が完済され、又は返済に充当されたことを証する書類（入金後）</p>
備 考	子の人数に関わらず、上限額の範囲内で必要額を貸付できます。
提出先	〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4-1 (一財)新潟県教職員互助会 貸付担当者 あて